

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた
「預金規定」改定についてのお知らせ

当金庫は、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、令和2年4月1日より預金規定の内容を改定いたします。

改定後は、新規取引開始時にお客さまに関する情報やお取引目的等をこれまで以上に詳細に確認させていただく場合がございます。また既にお取引のあるお客さまにおいても、お取引の内容や状況等に応じ、お客さまに関する情報やお取引の目的等を、再度確認させていただく場合がございます。確認にあたっては、各種確認資料等のご提示をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

なお、在留カードをお持ちのお客さまにつきましては、新規取引開始時に、在留期間・在留資格等を確認させていただいておりますが、既にお取引があるお客さまも在留期間・在留資格等を更新された場合、新たな在留カードを確認させていただく場合があります。

当金庫が求める確認や各種資料のご提出について、ご対応いただけない場合や当金庫が確認した情報や資料の内容によっては、お取引をお断りさせていただくことや、お取引を制限させていただく場合がございます。

改定後の規定につきましては改定前よりお取引いただいているお客様にも適用いたします。

1. 対象となる主な預金規定等

「普通預金（決済用預金を含む）、貯蓄預金、納税準備預金」流動性預金共通規定

2. 改定日

令和2年4月1日（水）

3. 主な改定内容

以下の条項で下線部を新設・追加します。

1. （届出事項の変更、通帳の再発行等）

- （1）通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、在留資格、在留期間（満了日）その他の届出事項に変更にあつたときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- （2）通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- （3）この通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

7. (取引の制限事由等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者で、当金庫に届出を行なった在留期間（満了日）が経過したときは、当金庫は入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 第1項から前項までに定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

8. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が第5条第1項および第2項に違反した場合
 - ③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

以 上